

## 救急医療週間、救急の日

☎ 問合せ…市地域医療推進課(☎025-520-5699)、上越地域振興局健康福祉環境部医薬予防課(上越保健所、☎025-524-6134)

### 9月3日⑧～9月9日⑨は「救急医療週間」、9月9日⑨は「救急の日」です

#### ●医療機関を適切に利用しましょう

市では、医師会や各医療機関と連携し、休日や夜間などに発症した病気やけがなどに対応するため、救急医療体制を確保しています。症状に応じて適切に利用してください。

受入体制	症状の度合い	医療機関
初期救急	比較的軽症な患者の診療	かかりつけ医 上越休日・夜間診療所
二次救急	手術・入院が必要な重症患者の診療	上越総合病院、新潟労災病院、上越地域医療センター病院など
三次救急	二次救急医療では対応できない重篤患者の診療	県立中央病院救命救急センター

○救急医療情報サイト「上越メディカルナビ」では、医療機関や救急車の適切な利用方法を動画で紹介しています。



#### ●県で実施している救急相談

##### ○A I 救急相談アプリ

急な病気やけがのとき、LINEから気軽に救急医療の相談ができます。



##### ○救急医療電話相談・小児救急医療電話相談

夜間の急な病気(発熱、嘔吐、下痢など)やけがに関する電話相談を行っています。看護師が相談に対応し、必要に応じて医師へ助言を求めます。相談は無料ですが、通話料金がかかります。

時毎日午後7時～翌朝午前8時

☎小児(15歳未満)=☎025-288-2525または#8000  
15歳以上=☎025-284-7119または#7119

#### ●上越休日・夜間診療所の診療案内

夜間や休日の急な発熱や腹痛など比較的軽症状の軽人の応急診療を行っています。

症状に関わらず、必ず事前に電話してから受診してください(電話は受付時間内のみ)。

※6カ月未満の乳児は、医師の出務状況により診察できない場合がありますので、事前連絡の際に確認してください。

☎新光町1-8-11(オールシーズンプール向かい)

☎上越休日・夜間診療所(☎025-522-3777)

診療日	診療科目	受付時間
平日	内科・小児科	19:30～21:30
土曜日	内科・小児科	16:00～17:30 19:00～20:30
日曜日 祝日 年末年始	内科・小児科・外科	9:00～11:30 13:00～15:30
	内科・小児科	16:00～17:30 19:00～20:30

#### ●AEDは私たちが心臓突然死から救います

市では、学校や体育施設、温浴施設など利用者の多い公共施設などにAEDを設置しています。

なお、日本赤十字社新潟県支部や各消防署では、AEDの使用方法についての講習会を行っています。積極的に参加してください。

## 令和6年4月入園の保育園・認定こども園入園申し込みを受け付けます

☎ 問合せ…保育園＝各園または幼児保育課(☎025-520-5720)、各総合事務所 認定こども園＝各園または幼児保育課

#### ●申込期間 9月1日⑨～10月31日⑩

#### ●申し込み

第一希望の園で申込書類を受け取り、園へ直接申し込んでください。

園一覧については、各園にある申込書類または市ホームページで確認してください。

※保育園と認定こども園(下表の2、3号認定の場合)は、各園の定員を超えた場合は、市が選考を行い、他の入園先をあっせんします。また、在園児の進級に伴い、定員に達するクラスは、入園申し込みを受



け付けできないことがあります。

#### ●利用のための認定(教育・保育給付認定)

保育園などを利用するには「利用のための認定」(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢と、認定こども園での教育を希望するか、保育園などでの保育を必要とするかによって1号・2号・3号の区分があり、その区分に応じた施設を利用できます。

詳しくは、各園にある申込書類または市ホームページで確認してください。

詳しくは



#### ●施設の種類の教育・保育給付認定区分

認定区分 施設の種類の	3歳以上		3歳未満
	教育を希望 1号認定	保育を必要 2号認定	保育を必要 3号認定
保育園		○	○
認定こども園	○	○	○



#### 保育を必要とする事由

全ての保護者が、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

- ①月48時間以上の就労(育児休業中で令和6年5月1日までに職場復帰する人も含む)
- ②妊娠中(原則として産前8週(多胎妊娠は産前14週))であるか、産後8週以内
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院などを行っている親族を常時介護・看護している
- ⑤災害復旧の期間中
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVから子どもを保護する必要があること